

議案第7号

杉並区国民健康保険条例及び杉並区介護保険条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成29年2月13日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区国民健康保険条例及び杉並区介護保険条例の一部を改正する条例
第1条 杉並区国民健康保険条例（昭和34年杉並区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。））」に改める。

第24条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第24条の3第1項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同項第2号中「氏名」の次に「及び個人番号」を加える。

第2条 杉並区介護保険条例（平成12年杉並区条例第33号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。））」に改める。

第21条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提案理由）

国民健康保険料及び介護保険料の減免申請書等の記載事項に個人番号を加える必要がある。

杉並区国民健康保険条例及び杉並区介護保険条例の一部を改正する条例
新旧対照表

第1条による改正（杉並区国民健康保険条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(徴収猶予)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名、住所及び個人番号（行政 <u>手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条 第5項に規定する個人番号をいう。</u> <u>以下同じ。)</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 前項の規定により、保険料の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名、住所及び個人番号</p>	<p>(徴収猶予)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 前項の規定により、保険料の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所</p> <p>_____</p>

(2)及び(3) 略

3 略

(特例対象被保険者等に係る届出)

第24条の3 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、第19条の規定の適用を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を区長に提出しなければならない。

(1) 氏名、住所及び個人番号

(2) 特例対象被保険者等の氏名及び個人番号

(3)～(5) 略

2 略

(2)及び(3) 略

3 略

(特例対象被保険者等に係る届出)

第24条の3 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、第19条の規定の適用を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を区長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所_____

(2) 特例対象被保険者等の氏名_____

(3)～(5) 略

2 略

第2条による改正 (杉並区介護保険条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(保険料の徴収猶予)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、<u>住所及び個人番号</u> (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成</p>	<p>(保険料の徴収猶予)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

25年法律第27号)第2条第5項
に規定する個人番号をいう。以下同
じ。)

(2)及び(3) 略

(保険料の減免)

第21条 略

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、区長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び個人番号

(2)及び(3) 略

3 略

(2)及び(3) 略

(保険料の減免)

第21条 略

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、区長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所_____

(2)及び(3) 略

3 略